

## 令和4年度第10回 伊豆市教育委員会会議録

期 日 令和5年1月31日(火) 午前9時30分から午前11時30分まで  
会 場 中伊豆支所2階 教育委員会室  
出席者 佐藤雅彦委員、西尾真澄委員、梅原一仁委員、猪股園恵委員  
梅原賢治教育長  
委員及び傍聴人以外の出席者  
教育委員会教育部  
部長 小塚 剛、学校教育統括監 室野行宣、学校教育課長 塩谷俊一、  
社会教育課長 永沼健一、学校教育課主幹 鈴森正敏、  
学校教育課主査 駒坂たえ子

### 1 開 会 (梅原教育長)

### 2 前回会議録の承認

教育委員確認の後、承認された。

### 3 教育長報告

教育長より、以下の項目について資料に基づき報告及び説明がされた。

#### (1) 前回教育委員会以降の主な行事等

- 1月4日 仕事始め
- 5日 静東教育事務所参事面接
- 6日 市内学校始業式
- 8日 令和5年伊豆市二十歳を祝う式典
- 12日 伊豆市園長・センター長・校長会、伊豆市教頭会
- 13日 田方教育長会
- 15日 伊豆市駅伝大会
- 16日 伊豆市就学支援委員会
- 18日 教育厚生員会議員 中伊豆小学校、天城小学校、土肥小中一貫校視察
- 19日 田方学校保健会理事会
- 24日 静東教育長会
- 25日 田方地区社会教育委員研修会
- 26日 実学教育講演会、新中学校開校準備委員会
- 29日 あすなろ忌、西井前教育長命日
- 30日 田方教育長会

## (2) 市内小中学校の様子について

### <児童生徒について>

#### 新型コロナウイルス感染症の状況について

- ・12月から1月にかけては感染者数が多い状態で推移し、2校で学級閉鎖を実施したが、1月24日以降は極端に感染者数が減少している。

#### 生徒指導に関すること

##### 問題行動

- ・児童が同級生の定期券を隠し、隠された児童が帰りのバスに乗り遅れる事案があった。この学校では、同じ学年で他にも休み時間に男子児童が顔を殴るトラブルがあった。
- ・中学校で、清掃後に階段付近の天井を箒の柄で突いて穴を開ける事案があった。
- ・ネット依存の傾向がある生徒の問題行動があった。最近では伊豆市の中でもネットが関係する問題行動の割合が大きくなってきている。

##### 不登校について

- ・伊豆市は全国平均と比較すると少ない方ではあるが、このまま学校へ登校できずに卒業してしまうのではないかとという生徒もいる。
- ・中学3年生の進路について、各学校から報告されている。伊豆市の生徒の中には伊豆総合高校土肥分校へ進学して、不登校が改善する子もいるので、市内の高校が不登校の生徒の進路の選択肢としてあることは良い事である。

##### いじめについて

- ・いじめについては「1未満」も学校から報告してもらうことにしており、今回の報告では、重大な事案はないように見受けられるが、今後重大事案に発展する可能性もあるということで、早めの対応をしてもらっている。

※1未満=いじめとしては報告しないが、予兆として認められる事案など

##### その他

- ・小学校の社会科見学で目的地へ行く途中で1名の児童が発熱した。保護者に連絡して迎えを要請し、校長が付き添い保護者に児童を引き渡した。この児童は翌日、新型コロナウイルス感染症の陽性と判定された。

教育委員：児童・生徒に関する問題事案があった時に、学校関係のスクールカウンセラー等だけではなく、例えば家庭児童相談室の職員などを入れるということはないか。

統括監：必要に応じてケース会議等で、学校の関係者ではない外部の方を呼んで、話し合いを持つことはある。

教育委員：その外部の方は、家庭に対し、直接的に関わりを持ってくれるのか。

統括監：家庭児童相談室はその家庭に直接、関わってくれる。福祉関係の組織は、対象となる家庭に直接的に関わることが多いと思う。学校関係のカウンセラーも同様に直接的に家庭と話をする。

教育委員：学校で自分の子どものことで何かあった時に、学校関係のカウンセラー等は学校と関係しているところなので、保護者としても、相談しにくい面はあると思う。

学校と直接関係ない方が関わるということは大事だと思う。

教育委員：年齢的に一番不安定な時期だからこそ、様々な案件も出てくる。やはり家庭でいろいろ会話をするのが大事だと感じる。その日の1日の出来事などを繰り返して聞くことにより、親の気持ち、子どもの気持ちがお互いに少しずつ分かってくると思う。親がもう少し子どもと関わって、色々な話をしていけば良いと思う。自分の若い頃は学校の先生に反発していた生徒も多かったので、その世代が親になっているとすると、あまり学校の先生に対して良い思い出がないという人も多いと思う。

統括監：学校に対してあまり良い思いを持っていない保護者の方は学校に頼らないということはあるのかもしれない。

教育長：20年後に今の小中学生だった子どもたちが良い親になってくれれば良いが。

教育委員：自分の親の行動や言動は子どもにとっては見本になる。この子どもに対して、この親がどれだけ正しいことを示せるかということが重要なのだと思う。親としての背中をどのように見せられるかという考え方は昭和世代の考え方かもしれないが、良い部分も悪い部分も全部子どもには見えている。

教育委員：どの部署や組織がどのように対応すべきなのかということは市全体で考えなければならぬ。どのように対応すべきか、何が解決策なのかということは、それぞれの事案ごと全部違うと思う。しかし、どのようにすべきかという対策が立てられないのは問題だと思うのでなんとかしなければならぬ。会議など何らかの機会を活用し、福祉関係の部署等と共有して、どのように対応していくのかということだけでも、市から発信をしないといけないのではないかなと思う。今の時代は例えば子どもがSNSを使って何かを相談すると、我々が意図しないような内容の回答もたくさん返ってくる。我々、教育に関わる大人が子どもたちや保護者に対して信用してもらえる回答を出せるようにしていくことが必要なのではないか。

教育委員：相談を聞く側が、高い意識を持って耳を傾けることができるかどうかということだと思う。

教育長：来年度、コミュニティスクールという制度が始まる。今、出たような話もしていけるところになれると良いと思う。今回の意見は今後、参考にしていきたい。

### (3) 今後の予定

- 2月1日 私立高校入試、管理職人事評価面談
- 2日 私立高校入試、田方教員研修協議会
- 5日 田方文化祭
- 8日 伊豆市校長会
- 14日 静東教育事務所長教育長面談
- 20日 伊豆市教育センター総会
- 27日 定例教育委員会

27日 静東教育事務所報告

※ 卒業式 3月17日 教育委員会告辞を小中で2回実施

※ 入学式 4月7日 教育委員会告辞を小中で2回実施

次回教育委員会予定 2月27日

次々回教育委員会予定 3月28日、29日、30日

4月教育委員会予定 4月25日、26日、27日

#### 4 議事

議案第36号 令和4年度準要保護児童生徒の認定について

- ・学校教育課長より、児童扶養手当の受給世帯に該当する別添に記載した2名を新たに準要保護児童生徒として認定することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第37号 伊豆市狩野川記念公園遊具広場設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について

- ・社会教育課長より、この公園の遊具広場は未就学児のお子さんを持つファミリーを中心に多くの方に利用されていること、遊具や備品の老朽化が進んでいいため令和3年度に複合遊具を更新したこと、令和4年度には小遊具更新工事を実施する予定だったが、遊具広場の一体的な活用を視野に、未就学児が安全に遊べて大人が見守りやすい公園を整備するよう事業を見直すべきとの意見があったことから、事業を再検討した結果、小遊具更新工事を広場一帯の設計業務委託費に変更して実施することにしたこと、この設計業務委託の業者選定にあたり、伊豆市の施策ニーズを反映した安全で魅力ある広場の空間設計の提案等、十分な実務経験を有した事業者を選択するため、伊豆市プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインの規定に基づき、審査委員会の設置に必要な要綱を制定するものであることについて説明する。また、審査委員には要綱第3条第5項第6号に「教育委員の中から委員の互選により選出された者」として、教育委員の方から1名、審査委員になっていただきたいことについて説明する。

教 育 長：熊坂地区にある狩野川記念公園のことであるが、場所について、もう少し補足説明をお願いしたい。

社会教育課長：狩野川記念公園は国道の入口から見て左側に駐車場、テニスコート、野球場などがあり、右側には遊具や記念碑等があるが、この遊具を設置してあるエリア一带についての設計を考えていただく予定である。ここにある小遊具が老朽化してい

たため、今年度に遊具を更新する工事を予定していたが、この場所は地面も凹凸があるなど安全面に課題があることもあり、このエリア全体をより安全で子どもたちが遊べるような空間にしたいということで、工事費として予定していた予算を委託料に変更して、設計業務のプロポーザルを行いたい。

教 育 長：この公園は利用者が多い。あまり広くはないが、国道から近くて場所も良いので、市民だけではなく、観光客も訪れたりしている。ここをもう一度、より良い魅力的な公園にするための提案をしてもらうためのプロポーザル審査である。

社会教育課長：工事ではなく、その前段階の、どのような広場にするかという設計の提案をしてもらうプロポーザルである。

教 育 長：審査委員会の委員は教育委員の中から委員の互選によって選出となっているが、今日決めるのか。

社会教育課長：審査委員会設置要綱の承認をいただければ、その後に選出していただきたい。

上記意見交換の後、特に異議が無く、承認された。

教育委員の互選により、プロポーザル審査委員会委員として1名が選出される。

議案第 38 号 令和 5 年伊豆市議会 3 月定例会に提出する議案について

1 令和 4 年度伊豆市一般会計補正予算（第 8 回）（教育費関係）

- ・学校教育課長より、修善寺中学校の自動火災報知機設備更新工事及び天城給食センターの受水槽・給水管取替工事について、新型コロナウイルスやウクライナ情勢の影響により、部品の入荷に時間を要することが判明し、年度内の完成が見込めなくなったため、令和 4 年度一般会計補正予算（第 8 号補正予算）で修善寺中学校管理運営事業 4,675 千円（工事請負費）、天城給食センター事業 8,500 千円（工事請負費）の繰越明許を 3 月定例会に提出することについて説明する。

- ・社会教育課長より、狩野川記念公園の遊具について、当初は小遊具更新工事を実施予定としていたが、令和 4 年 12 月に遊具広場設計業務委託に変更したことに伴い、設計業務委託の年度内の完成が見込めなくなったため、令和 4 年度一般会計補正予算（第 8 号補正予算）で狩野川記念公園グラウンド管理事業 8,258 千円（委託料）の繰越明許を 3 月定例会に提出することについて説明する。

教 育 委 員：修善寺中学校の火災報知器の部品の納品はいつ頃になる見込みか。

学校教育課長：あまり遅くなることはないと思うが、現時点ではまだはっきりとした時期はわからない。

教 育 委 員：納品が遅れることで支障はないのか。

学校教育課長：現状、機器は使えているので問題ない。

教育委員：狩野川記念公園グラウンド管理事業の繰越明許については、議案第 37 号と関係があるということでしょうか。

社会教育課長：その通りである。プロポーザルにより設計する業者を決めて、その業者に委託する設計費用の繰越である。

## 2 伊豆市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- ・学校教育課長より、学校運営協議会（コミュニティスクール）の制度の概要、令和 5 年度から学校運営協議会を各学校に設置するにあたり協議会委員へ報酬を支払うため、非常勤特別職の職員の報酬について定めている条例の別表に「学校運営協議会委員 年額 10,000 円」を加えること、施行日は令和 5 年 4 月 1 日からとすることについて説明する。また、委員については、既存のコミュニティスクール推進委員会がある学校においてはコミュニティスクール推進委員会の組織を軸に、既存の組織がない学校については学校評議員を中心とした組織化を考えていること、学校運営協議会を立ち上げることにより、今までの学校評議員は廃止になることについて説明する。

教育長：コミュニティスクールという制度を伊豆市全体で進めていきたい。その中心となる委員として、学校運営協議会委員の方々を委嘱するため、その報酬に関する条例改正の議案である。

教育委員：報酬の額は法律等で示されているのか。

教育部長：示されていない。伊豆市の場合は学校評議員の報酬に準じて計上している。

学校教育課長：近隣市町の状況を確認したが、報酬金額は市町によって異なる。

教育長：今まで学校評議員がやっていた仕事を、より保護者・地域・学校が一体となって、子どもたちの成長を支えていく学校にしていこうというような考え方で捉えてもらえれば良いと思う。

教育部長：学校を支えている方々は大勢いる。それらの人を一括りにして、コミュニティスクールというところで、議員のようなイメージで、様々な人たちの意見を吸い上げる。学校を支えている方々の代表として、学校運営協議会の委員が、その学校運営の基本方針に意見を述べたり、校長に意見を述べたりすることができる。先生の任用についても、〇〇先生は駄目だからやめさせる等ではなく、〇〇の学習をするために〇〇に詳しい先生をお願いできないか、という意見を述べたりする。地域で学校を支えている方々の代表者が、地域の人たちの声を吸い上げて、学校に対して、それについて話をするということが、このコミュニティスクールという制度のようである。今回の条例改正は、この学校運営協議会の委員の報酬として年額 10,000 円という規定を 1 行、加えるだけのものであるが、その背景には、このような制度が関係しているということである。

上記意見交換の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 39 号 伊豆市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

- ・学校教育課長より、この協議会は、いじめの現状把握、分析、いじめに関する施策の推進や調整などを行うことを目的としていること、あて職委員の民生委員・児童委員協議会長が令和 4 年 11 月 30 日で退任したことに伴い、この 1 名の委員を同日付で解嘱し、令和 4 年 12 月 1 日から新たに民生委員・児童委員協議会長となった 1 名を令和 4 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの任期で委嘱することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

5 報告・連絡事項

<社会教育課から>

社会教育課 2 月行事予定について

- ・社会教育課長より、2 月の行事予定について説明する。

<学校教育課から>

新中学校校名について

- ・学校教育課主幹より、校名の投票結果及び開校準備委員会で決定した校名候補案について説明する。

伊豆市就学支援委員会審議結果について

- ・学校教育課指導主事より、令和 4 年度第 3 回の伊豆市就学支援委員会での判定結果について説明する。

令和 5 年度指定校変更・区域外就学について

- ・学校教育課指導主事より、16 名の指定校変更及び 3 名の区域外就学の許可について説明する。

6. 意見交換

- ・土肥小中一貫校と新中学校の今後の在り方、少子化の問題等について意見交換を行った。

7. その他

- ・特になし。

8. 次回教育委員会

- ・次回 令和 5 年 2 月 27 日（月） 9 時 30 分 中伊豆支所

9. 閉 会 （梅原教育長）